

(7)

- 六、安全燈油代増額のこと
- 七、飲料水支給のこと
- 八、従業員家族醫藥料を坑所より三分二補給のこと
- 九、解雇手当制定のこと（一ヶ年来滿は三ヶ月以上一ヶ年を加ふる毎に一ヶ月分を増すこと）
- 一〇、下水場築造、溝尻を修理すること
- 一一、便所を修理し増設すること、但し戸は五尺以上の丈けとする

(8)

- 一二、掃除具一切坑所買替のこと
  - 一三、新居の修繕を完全にする
  - 一四、坑所内に診療所を新設すること
  - 一五、今後特別の事情を限り解雇者を出さること
  - 一六、男女の新室を別々にすること
- 昭和七年四月三十日發給せる竹内竹二及森野千代馬外十四名の職島炭坑争議は今般給附醫藥料の條件に依り五月三日専費及應

(以上)